
《論 文》

野幌森林公園における森林保護のための市民活動

奥 谷 浩 一

要 旨

北海道立自然公園である野幌森林公園では現在、森林の管理をめぐって石狩森林管理署と公園利用者および自然保護団体との間でいくつかの諸問題が生じている。そのひとつは、2000年度の「遊歩道整備計画」の問題であり、二つ目は同じく2000年度から三回にわたって同署より提起された「危険木」伐採計画の問題である。さらに三つ目は、これらよりもさらに古い問題、すなわち、この道立自然公園を貫通して西野幌から札幌もみじ台方面へと抜ける「中央道路」の存続の問題である。本論文では、「遊歩道整備計画」と「危険木」伐採のふたつの問題を取り上げる。「遊歩道整備計画」にかんしては、砂利の敷設や木道の設置が自然公園にとっては不必要であり、またそのさいに業者の重機が植生を破壊したりなどの理由から、市民および学生からの抗議が行われ、工事を中止したり縮小したりなどの事態が生じている。また「危険木」伐採問題にかんしても、「危険木」の認定基準や伐採方法をめぐって市民からの反対運動が展開されている。これらの諸問題が生ずる度に焦点となっているのは、森林の保護と管理にたいする「市民参加」の必要性であり、官僚丸抱えの「管理責任」から「自己責任」への移行の必要性である。本論文では、ここ数年にわたって野幌森林公園で行われてきた市民運動の事実経過を記録するとともに、そこから、「環境の世紀」にふさわしい将来的な森林の管理のあり方をめぐっていかなる教訓と方向性が提起されているのかを考察することにしたい。

キーワード：森林生態系の保全、危険木、管理責任、自己責任、市民参加

目 次

はじめに

第1章 野幌森林公園の沿革と現況

第2章 「遊歩道整備計画」問題

(1) 事実経過の概要

(2) この問題の考察と教訓

第3章 「危険木」伐採問題

(1) 事実経過の概要（その1）

(2) 事実経過の概要（その2）

(3) 伐採の根拠と方法にかんする石狩森林管理署の見解

(4) 「危険木」判定基準および伐採方法の問題点とわれわれの見解

第4章 森林管理の将来的な方向に向けて

(1) 森林の保護と管理への市民参加の必要性

(2) 「管理責任」から「自己責任」の時代へ

(3) 林野庁の構造的体質の変革に向けて

はじめに

[要旨に同じ]

第1章 野幌森林公園の沿革と現況

周知のように、野幌森林公園は江別市南東にある野幌丘陵に位置し、札幌市・江別市・北広島市の三都市に周囲を囲まれた、面積2051ヘクタールにも及ぶ広大な森林地域をもつ森林公園である。それは、人口180万人の大都市札幌市に隣接する平地林でありながら、いまだに開拓以前の原始の面影をとどめる原生林を一部に残すことや、その広さと植生や生息する生物相の豊かさから見ても、世界的に見ても類例の少ない森林公園である。大都市に隣接する森林と言えば、ウィーン、フランクフルト、パリなどの森が有名であるが、これらの森はいずれも原始林を伐採した後に作られた人工的な二次林であって、しかも産業革命後の19世紀中葉から20世紀にかけて作られたきわめて若い森林である。野幌の森林には、とりわけ大沢入り口付近や沢沿いに開拓以前の原始の面影を残す樹齢数百年の巨木・古木・大径木が残っていて、それは、厳密な意味では原始林とはいえないにしても、しばしば「野幌原始林」と称されるように、少なくともその6割はいまだに原始の姿をとどめている貴重な森林なのである。

同森林公園は、1968（昭和43）年、北海道開拓百年を記念して、原始林を保護育成し、市民のための野外休養の場とするために、北海道立自然公園野幌自然公園に指定され、また1969（昭和44）年には林野庁によってその国有林部分が「野幌自然休養林」に指定された⁽¹⁾。同公園の自然林は、トドマツを始めとする亜寒帯の針葉樹林、カツラやミズナラを主体とする温帶性の広葉樹林、そしてこれら両者が混じり合ういわゆる針広混交林から成り立ち、これらがモザイク状に分布している。とりわけ大沢入り口付近には大径木のハルニレ、カツラ、シナノキ、ハリギリなどの巨木が林立している。また、林業試験場が1908（明治41）年に志文別に設置されて以来、同公園の試験林には各種の国産・外国産の樹種が試験的に植栽され、ヨーロッパトウヒやグイマツ、そしてとりわけ登満別にある「森林の家」から原の池に向かうカラマツコースの途中にはアメリカ原産のストローブマツの見事な見本林があることに示されているように、二次的な自然林や人工林も広く存在していることもその特徴のひとつであるといえよう。この地域には100種を超える樹木と600種を超える草本が生育しており、サルメンエビネ、ノビネチドリ、コケイラン、サイハイランなどの野生ラン科植物も豊富である。

野幌森林公園とその付近には、天然記念物のクマゲラが営巣するほか、オオタカ、ノスリ、アオサギ、オシドリ、カワセミ、エゾライチョウ、遠くオーストラリアから渡ってくるというオオジシギなどが生息し、150種を超える鳥類がこれまでに記録されている。哺乳類も、キタキツネ、エゾタヌキ、エゾモモンガ、エゾリス、シマリス、イタチ、イイズナ、エゾシカなどが生息するほか、ただ一度だけであるが、ヒグマも捕獲されたことが知られている⁽²⁾。

大都市札幌の近郊になぜこのような広大な野幌の平地林が残されたのかといえば、開拓時代以来の先人の苦労があったからである。野幌丘陵の森は、1873（明治6）年に北海道開拓史によって官林に指定されたが、そのとき森林面積は現在のおよそ2倍の5607ヘクタールもあったという。この官林の所管が農商務省、内務省、宮内省と変遷したのち、1899（明治32）年に町村制が敷かれるとともに、北海道庁より江別・広島・白石にその基本財産として官林を分割払い下げるとの方針が発表された。これに対して、1886（明治19）年に新潟県から東野幌・西野幌に入植して、この野幌官林を水源涵養および風防とし、25以上の溜池を作つて、すでに数百町歩の水田を開拓していた北越植民社の指導者関矢孫左衛門を初めとする人々は、この分割払い下げが実行されるならば「水源は枯渇し、堤は用をなさず、水田は荒廃するに違いない」⁽³⁾と予測して、当時の園田安賢北海道長官が上京しようとするのを函館で追いついて陳情するなどの懸命な努力を行つて、これを阻止したのであった⁽⁴⁾。今日、札幌近郊にこの広大な面積を誇る野幌原始林が残された陰には、たとえ水田の確保という生活の必要から生じた運動であつたにしても、こうした先人たちの体を張つた苦労があつたことを忘れてはならない。野幌の森林は、こうした先人たちの努力によつて、東野幌、西野幌、南幌町、北広島町、栗沢町などの田園地帯に囲まれて、これらの農耕地が森林を守り、また森林が水源涵養林および防風林として農耕地を守るという相互的な関係によつて保存されてきた⁽⁵⁾。このことは、森林公園内と森林公園付近に今も残されている多くのため池の存在によつても、よく理解されよう。

この野幌国有林に大きな変化が起きたのは、第二次世界大戦中とその直後のことである⁽⁶⁾。戦争中は防空などの用途のために林内の樹木が大量に伐採されたし、敗戦直後の混乱期には戦地から復員した軍人や軍属などの人々が無断で林内に緊急入植してこれを開墾し、その結果およそ2200ヘクタールもの地域が道有の農耕地として解放されることになった。そのような歴史的経緯を背景にして、野幌森林公園には、これを貫通するふたつの道路問題が生ずることになった。そのひとつは、西野幌の登満別からもみじ台団地に抜ける約4.5キロの「野幌基線」、通称「中央道路」であり、もうひとつは南幌町方面からトド山口と立命館慶祥高校をへてもみじ台方面に至る東7号線と西4号線である。こうして野幌森林公園には、それぞれ管轄の異なる三つの領分、すなわち林野庁所管の国有林、北海道庁所管の道有林、江別市が管轄する上記ふたつの市道という三者の領分が複雑に入り組んで、きわめて複雑な問題をかかえることになったのである。

われわれが世界に誇ることのできるこの野幌原始林もまた、こうした歴史的経緯と周辺環境の開発によつて、現在さまざまな問題をかかえている。

第一の問題としてあげられるのは、森林公園の周囲環境からの孤立化・孤島化と生態系の変化である。これまで野幌の森林を守ってきた周辺の田園地帯と農耕地は、周辺の都市化の進行、新たな開発、離農などによって次々と取り壊され、森林公園を守るバッファゾーン（緩衝地帯）としての役割を失いつつある。とくに、森林の東側では、野幌運動公園が建設され、RTN（リ

サーチ・トライアングル・ノース) という名称の工業開発が第一期工事を終えているし、南東側では道有地に立命館慶祥高校が建設されたほか、西側にはもみじ台団地と札幌テクノパークが建設された。こうした周辺の開発によって、野幌森林公園の周辺からの隔離と孤島化が進行しており、これが森林に生息する動植物に周辺の生態系からの分断と孤立化をもたらしている。これに公園内環境の乾燥化が追い討ちをかけている。私自身の10年にわたる観察と経験に照らしても、例えば夏期における大沢園地の水枯れ現象などが顕著に進行しているように思われる。

第二は、最近では年間平均70万人、多い時で100万人という公園利用者による、山菜や野生ラン科植物などの林内植物の採取・盗掘である。一日に2千人近くにも上る公園利用者のなかには、遊歩道以外に入ってはならず、動植物もいっさい採取してもならないという公園利用規則を守らずに、山菜や植物を採取して持ち帰るモラルを欠いた人々もあり、そのための今では遊歩道付近には例えばヤマウドのような山菜さえもがほとんど見られないというきわめて残念な状況が作り出されている。山菜以外では野生ランの盗掘も深刻な問題となっている。これは人為による植生の悪しき変化である。これについても、公園利用者のたんなるモラルに訴える以外の対策を講ずることが求められている。

第三は、アライグマなどの移入動物による生態系の変化である。環境庁によって1970（昭和45）年に道有林を含む森林地域が「国設鳥獣保護区」に指定されたさい、森林内のアオサギ集団営巣地が特別保護区になり、「サギの森」として市民に親しまれることになったにもかかわらず、1996（平成8）年にはこのアオサギが突如として営巣を放棄して、江別市角山などに集団営巣地を移動した事件が起こった。この原因についてははっきりと分かってはいないが、森林公園内におけるアライグマの繁殖による被害だという説が主張されたことがある。その真偽はともかくとしても、樹木の空洞を利用して生活する北米原産のアライグマが野幌森林公園内でも相当のスピードで繁殖を拡大していることはさまざまな調査からも明らかであり、このこともまた森林公園内の生態系を攪乱していることは疑いを入れない⁽⁷⁾。

第四は、いくつかの道路問題である。すでに述べたように、森林公園のほぼ中央部を貫通する「野幌基線」または「中央道路」は、もともとは自然道であったのだが、我が国の敗戦直後から入植・開墾した人々の生活道路として利用され、こうした経緯からその後江別市道となつた。現在は入植者も減ってここには数戸の農家があるだけだが、道幅が5メートル足らずで冬季間は閉鎖されるため、農家側からはこの道路を拡幅して舗装し、直線の縦貫道路とするようにとの陳情が出されたことがある反面、野幌森林公園が道立自然公園に指定された関係で、営林署（現在は石狩森林管理署）と北海道は道立公園内のこの道路を廃道とするようにと江別市に申し入れたという経過があった。この「中央道路」には車両規制がないため、車の入れる時期にはここに車を乗り入れてゴミを大量に不法廃棄するなどの深刻な問題が生じており、自然保護団体からもせめて車輌の通行止めを行うようにとの要求が提起されている。この問題は江別市と北海道と林野庁の三者はこれまで生じている問題である。さらに、「農道問題」がある。

この問題とは、南幌町からもみじ台に抜ける東7号線と西4号線の合計およそ15キロを、現在の4メートル幅から8メートル幅へと拡幅・整備するという計画のことである。この計画の目的は、南幌方面で収穫される野菜と花卉類を迅速に札幌へと輸送することとされているが、こうした計画の必要性からしてきわめて不自然で疑問の点があり、自然保護団体からも強い反対の声があがっている。この計画は、一説によるとあの鈴木宗男議員によってストップされいたらしく、彼の失脚とともに再浮上してくる可能性がある。

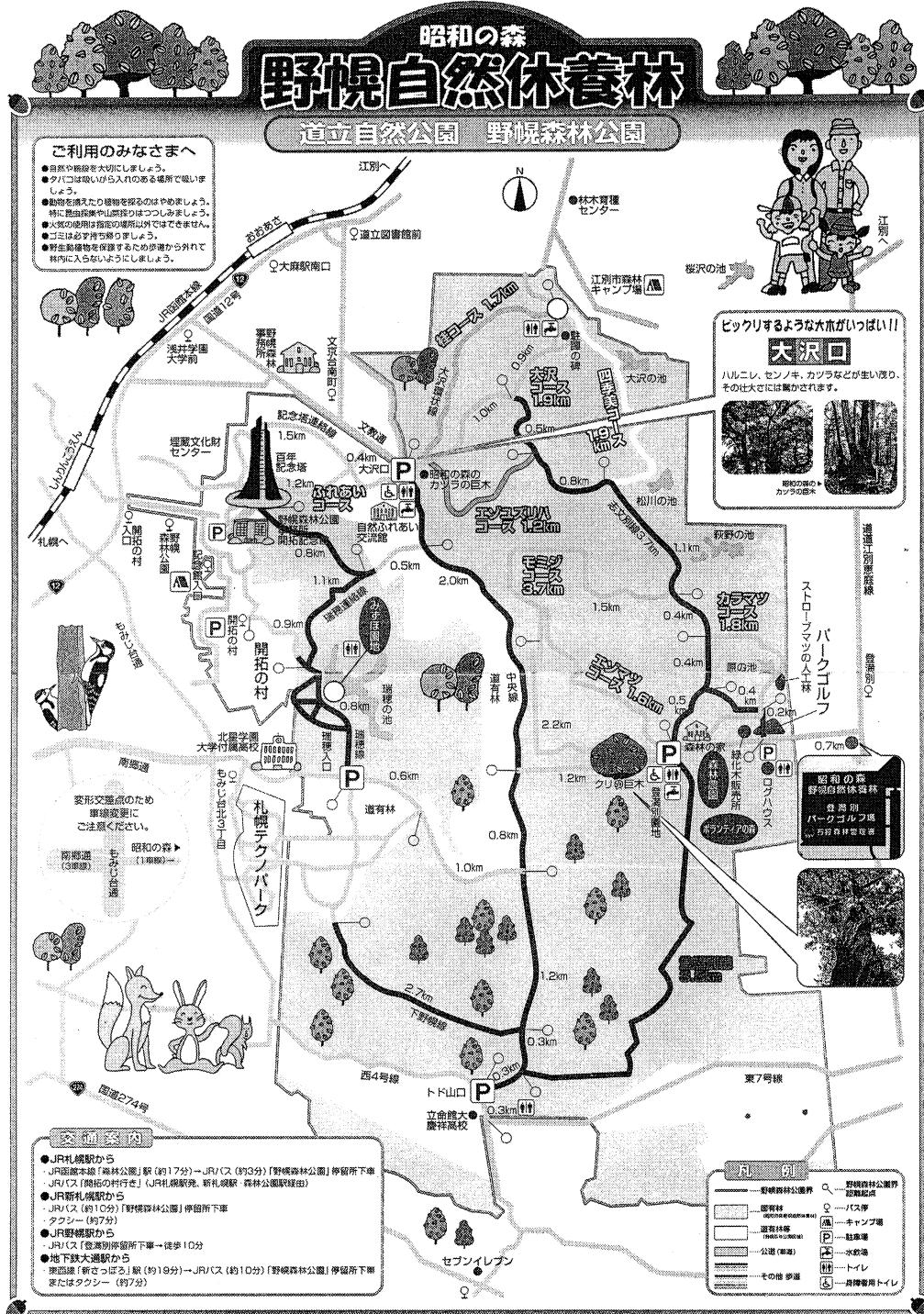
野幌森林公園には現在これらの諸問題が存在するからこそ、この貴重な森林を管理し保護するために、そしてその森林生態系を保全するために、われわれ公園利用者と市民とが大いに活動する必要が生じている。野幌森林公園の80%を占める国有林を管理するのは石狩森林管理署および北海道森林管理局にほかならないが、ここ数年前から彼らとわれわれ公園利用者および自然保護団体との間には、今あげた諸問題とは別に、森林の保護と管理をめぐっていくつかの問題が生じている。本論文では、公園利用者の一人として私が多少とも関わりあいになったこれらの問題を概観するとともに、これらの問題に取り組んでいる公園利用者および自然保護団体・学生たちの活動を記録し、あわせてこれらの問題の本質、そして野幌森林公園の保護と管理の将来的な方向を考察することにしたい。

私は何者かと言えば、私は哲学と倫理学を専攻する研究者であり、札幌学院大学で「環境倫理学」や環境思想や環境哲学をも講義している者である。そして同時に、野幌森林公園をフィールドとする北海道自然観察指導員であり、「フォーラム野幌の森」という名称の自然保護団体にぞくする一員でもある。また日本自然保護協会の会員でもあるとともに、現在北海道自然保護協会の常務理事を務めている者でもある。したがって、その私にとって、野幌森林公園における自然と森林生態系の保護にかかわって、最近になって新しく生じたり、古くからの歴史的経緯があって現在にまで持ち越されているこれらの諸問題は、決して無関心でいられるものではないのである。

第2章 「遊歩道整備計画」問題

(1) 事実経過の概要

2000年10月14日の早朝、私がいつものように犬を連れての散歩の途中で野幌森林公園大沢入り口の前に来ると、私の知り合いの女性に出会った。彼女の話で初めて、数日前から公園内で何か大きな工事が行われていて、重機が入って植生を荒らすなど、大変な事態になっていることを知った。たまたまその日の午後、私が所属する「フォーラム野幌の森」の定例会議があったので、今朝聞いたばかりのことを知らせたが、酪農学園大学野生動物生態研究会の学生たちがその2日前にすでに情報を入手し、電話で石狩森林管理署に問い合わせなどの行動を起こしていたことがわかった。会議では、早速石狩森林管理署に対して工事の即時中断と公園利用



資料1 野幌森林公園案内図

者にたいする説明会の開催を求める申し入れ書を提出することを決議し、新聞社にも事態を知らせて記事にしてもらうように働きかけることを決めた。

会議終了後、「フォーラム野幌の森」代表の五十嵐敏文氏と垂沢ちよ氏と私の3人がただちに現地調査に向かった。われわれの現場検証では、中央口から桂コースを通って大沢園地に向かうコース（資料1を参照）で遊歩道の片側または両側に深く側溝が掘られ、残土が遊歩道外に大量に投棄されて、遊歩道周辺の植生を破壊していた。遊歩道には重機の車輪の跡が残り、最大5メートルまで道路が拡幅されているところがあった。大沢園地には、大型のショベルカーが置かれ、かつてベンチのあった中央部には2メートル位の高さにまで砂利が堆積し、ここでも植生が破壊されていた。われわれには、こうした事態の展開がまさしく晴天の霹靂であり、工事がどんな意図で行われているのかにかんしては不明のまま、道立自然公園内で業者が行っている自然破壊のあまりのひどさに息を飲んだのであった。石狩森林管理署は、きわめて驚くべきことに、残土の投棄や砂利堆積による植生の破壊や侵食という自然生態系の重大な破壊行為をきちんと管理監督してはいなかったのである。

その後のわれわれの調査と学生たちが収集した情報などによって判明したことを総合すると、工事の発注者は石狩森林管理署であり、工事施工者は「北海道造園緑化株式会社」、工事は「野幌地区生活環境保全林整備事業5カ年計画」にもとづくもので、工事名称は「森林の家駐車場整備外治山工事」であった。同署によれば、1999年度からこの5カ年計画が開始され、初年度には遊歩道の看板、トイレ、ベンチなどの整備を行ったほか、登満別にある「森林の家」の補修をし、その2年目となる2000年度は遊歩道と林道の整備が計画されていた。この遊歩道と林道の整備計画の主な内容は、桂、大沢、エゾマツコースの主な遊歩道に砂利を敷設する、桂、大沢コースに雨後の水捌けをよくするために側溝を掘る、エゾマツコースには木道と丸太による階段とを設置する、というものであった。事業の財政規模は、同署の2000年度の3800万円の予算のうち2200万円を投入するほど、大がかりなものであった。われわれは便宜上、2000年度に企てられて今回問題となったこの計画を「遊歩道整備計画」と名付けることにする。

さらに明らかになったのは、学生たちの電話での質問にたいする石狩森林管理署の回答の内容が、今回のこの工事の施工理由として、遊歩道がぬかるんで歩きにくいという公園利用者の「苦情」をあげていたこと、この工事は森林法に触れるものではないとの認識から公園利用者と自然保护団体には公示する必要を認めなかつたこと、アセスメントなど事前の調査は一切行っていないこと、そして砂利を運ぶトラックの乗り入れは育種場から大沢園地までの間だけであつて、それ以外の場所への乗り入れは考えていないということであった。さらにその後の調査では、大沢コースの遊歩道の半分位が拡幅されているほか、桂・大沢コースとは異なって車両が走行できないたんなる歩道のエゾマツコースでは、0.9メートルの道幅が1.5メートルにまで拡幅され、林道にもショベルカーを入れているだけではなく、こうした重機の使用によって例えればレッドデータブックに記載されている希少植物が踏みつぶされ、さらに樹木の幹や根

が切断されたり傷つけられること、また砂利の堆積場を作るために樹木が伐採され、同コースのおよそ290メートルにわたってすでに砂利が敷設されていることも判明した。

こうした事態を寂耳に水の思いで受け止めた公園利用者および自然保護団体・学生は、ただちに実に敏速に行動を開始した。明くる10月15日には、「フォーラム野幌の森」、「森・草原・オオジシギ」、「レイチエル」の各自然保護団体から、北海道森林管理局、石狩森林管理署、森林公園事務所

100年(平成12年)11月6日(月曜日)

【江別】道立自然公園野幌森林公園内の整備事業により植生が破壊されているとして江別市内の自然保護グループが工事中止を求めていた問題で、石狩森林管理署は五日、同公園内で開いた説明会で、「環境保全に対する配慮が欠けていた」とし、遊歩道整備の中止と砂利撤去を含む工事の縮小案を示した。保護グループは縮小案を基本的に了承した。

同整備事業は昨年度始まつた「野幌地区生活環境保全整備」五カ年計画の一環で、石狩森林管理署は九月下旬から公園内の林道を入れ、砂利を敷き詰めた。林道の側溝を掘り工事を進めていた。

説明会には、酪農大学

の野生動物生態研究会や江別市内の自然保護団体のメンバー、公園利用者ら約五十人が出席した。

同森林管理署は、保護団体が最も強く反対する公園中部の遊歩道「エゾマツコース」への砂利敷設について、(計画していた延長六百七十㍍のうち施工済みの)掘削については、植生に配慮しながら最小限にとどめ

野幌森林公園

遊歩道の砂利敷設中止

石狩森林
管理署
整備縮小案を提示

資料2 北海道新聞 2000年11月6日

に工事の即時中断と説明会の開催を求める要望書や申し入れ書の提出が相次ぎ、酪農大学の学生たちは大沢入り口や森林公園内だけでなく、大麻・文京台地区や野幌町やもみじ台などの地域で、同公園利用の目的や今回の整備前の遊歩道にかんする不満の有無をたずねるアンケート調査を開始した。さらに16日には酪農大学野生動物生態研究会が要望書を関係機関に提出したほか、北海道自然保護協会理事会に理事である私が知りうるかぎりの状況を報告し、俵浩三会長が森林管理局本庁に善処の申し入れをするとともに、同協会独自に調査を行うことを決定した。また、われわれから情報を受けた北海道新聞や読売新聞などもこの日に森林公園内に視察に入り、取材を行うなどの動きを見せた。われわれのこうした素早い対応に、早くも16日昼には石狩森林管理署は工事の一時中止を決定せざるをえない羽目に追い込まれたのである。

同月18日、同署の酒井彰署長は、同署に申し入れ書を送った各団体あてに、要求があった説明会については後日開催することを約束したうえで、同署を含めた合同調査を行うことを提案してきたので、22日に合同調査が開催された。これには、これまであげた自然保護団体・利用者・学生のほかに、北海道自然保護協会のメンバーも参加した。この合同調査では、今回の工事にかんして署長自らが説明するとともに、われわれが指摘したさまざまな事項を現場で確認

する作業が行われた。署長は、そのさい口頭でわれわれに、野幌自然休養林内の工事としては自然環境の保全にたいして配慮が不足していた点があったことを認め、大沢園地の砂利は撤去して育種場に運ぶこと、エゾマツコースについてはおよそ290メートルにわたってすでに敷設済み以外の砂利の敷設は一切中止すること、そして同コースの丸太階段の設置は中止し、木道については道幅を縮小することなどを確約した。また、24日には北海道自然保護協会が佐藤謙副会長を中心に、江部靖雄、福地郁子の両常務理事らが独自に現地の全コースを調査した。明くる25日には砂利撤去作業が一部開始された。

そして11月5日、森林公園の登溝別にある「森林の家」を会場に、石狩森林管理署主催の説明会が開催され、われわれ自然保護団体が先に提出した申し入れ書・質問書にたいする回答が行われた（資料2）。参加者はおよそ50名であった。そのさい関係者に配布された「回答書」の骨子は、自然環境の保全に対する配慮が不足する事例があったことを認めたうえで、桂コースの側溝堀りによって発生した泥は森林公園外へ運び出す、大沢園地の砂利堆積場を撤去して、搬出した砂利を育種場へと移す、エゾマツコースの砂利は、いったん林道へ搬出したうえで、駐車場などに移動させる、エゾマツコースの階段工事は中止し、木道と木橋については規模を縮小して幅を1メートルとする、であった。そのほかに、検討事項として、大沢コースについては、水たまりや泥濘化した場所を中心に砂利を敷いて転圧すること、桂コースについても、側溝を掘った部分は路体が弱いので砂利を補充して転圧すること、エゾマツコースの砂利については、撤去が適当だと認識されるが、これを歩道から搬出するにはダンプを使用せざるをえないでの、周囲の植生の損傷を拡大する恐れがあり、したってこのまま放置せざるをえないこと、が提起された。さらにこの回答書は、「今後の野幌自然休養林の工事等に当たっての留意について」として、「当日 [10月22日の合同調査－筆者] の意見では、工事計画の事前説明の必要性、工事内容の説明が行われるべきとの意見がありましたので、今後、工事の内容や計画については、休養林内の施設での掲示等により、事前の公表について検討したいと考えております。また、事業としてなじまないような小規模な整備については、市民参加を受け入れる仕組みを考えます」という言葉で最後を締めくくった。

参加者は、この回答を聞いて、われわれ自然保護団体と学生の要求がほぼ全面的に受け入れられたと判断し、安堵の気持ちをいだかざるをえなかった。参加者からは、石狩森林管理署に対して、今後施工者に対する監督・指導を強化すること、工事に先立って事前調査を行う必要があること、同署に今後の復元工事に立ち会ってもらいたいことなどが要望・意見として出され、また酪農大学の学生からはアンケート調査の結果が報告された⁽⁹⁾。石狩森林管理署とわれわれに残された問題は、エゾマツコースの砂利を撤去するかどうかにしばられることになったが、参加者からは、同署が道具を用意してくれるならば、市民参加の形態で、しかも人力で撤去作業を行う方向で考えたいとの意見が強く出された。

そこで、同署と「フォーラム野幌の森」と学生とが協議したうえ、11月16日から酪農大学野

生動物生態研究会の学生が中心となり、これに一部市民が協力するかたちで砂利の撤去作業が開始された。この作業には一部署長自らも加わった。この日は積雪10センチ、18日は20センチ、19日は31センチというように、雪が降り積もる厳しい寒さのなかを、手作業による砂利撤去が続けられたが、最後は凍結した地面のためにツルハシも折れるという状況となり、あと50センチだけを残して12月17日に年内の作業は中断されることになった。年が明けて3月19日から残りの砂利撤去作業が継続されて、同月20日すべての作業が完了した。とりわけ学生たちの働きは称賛に値するものであった。彼らの献身的な働きがなければ、この人力による忍耐強い砂利撤去作業は成功しなかったであろう。彼らは、そんな作業は同署に任せるべきだと一部の声をはねのけて、こうした作業に参加することで初めて、森林管理の理想的なあり方である市民参加の形態に近づけるのだという熱い思いのもとに、雪が降りしきる寒いなかでの手作業をやり終えたのであった⁽¹⁰⁾。

(2) この問題の考察と教訓

以上のような経過と顛末で、「遊歩道整備計画」問題はほぼ解決を見たのであるが、重要なことは、この問題とその解決ができるかぎり本質にまで深めて考察を行い、そこから将来の森林管理と森林生態系保全のための教訓を引き出すことである。

今回の事件の発端のひとつは、「遊歩道整備工事」が一般の公園利用者に公示されることがなかったことがある。酪農大学の学生たちによるアンケート調査では、「現在、遊歩道の整備が行われていることを知っていましたか?」という質問が項目のひとつにあげられており、回答者1404人のうち、これにたいして「はい」と答えたのがわずか9%という結果であった。この質問項目自体やや未分化な側面を含んでいて、「遊歩道整備計画」を事前に知っていたのかを問うべきであったと思うが、いずれにしても、今回の工事が一部の関係者には知られていたにせよ、一般の公園利用者とわれわれ自然保護団体には事前に告示されることがなかったことが、事態をいっそう紛糾させたことは疑いがない。学生たちの電話による問い合わせに対して石狩森林管理署は、この事業は森林法に抵触しないので公示する必要を認めなかつたと返答したそうであるが、この返答は公園利用者を軽視した発言である。同署のこれまでの慣例がいかなるものであれ、言うまでもなく、国有林は国民の税金で、道有林は道民の税金で賄われている以上、新しい事業を開始するに当たっては、たとえ自然公園法などの法律に定められていないとしても、納税者および利用者にたいしてできかぎりの理解と納得を得られるようにするの、国や道の義務である。情報の市民公開にたいする同署の配慮の欠如がまず第一の問題点であった。

しかし、同署といえども公園利用者をまったく無視しているのでないことは、同じく学生たちの電話による質問に対して、同署が工事を行う理由について「利用者からの苦情にもとづき、水捌けを良くするため」と答えていることで了解される。だが、一般利用者にたいして工事の

公示をしなかった同署が一般利用者から広く意見を求めたわけでもないことは明らかであつて、このこともまた、学生たちのアンケート調査項目「今回の整備前の遊歩道に不満がありましたか？」に対する回答者1075人のうち「いいえ」という返答が89%に達していることで、あますところなく反駁されている。同署は、公園利用者のうち、遊歩道の通行にかんして何らかの不満を持っているごく一部の人の意見に工事の根拠を求めたにすぎず、これでは多くの公園利用者にたいする公平性を欠いており、官僚にふさわしいやり方とは言いがたい⁽¹¹⁾。

自然公園内に必要以上の砂利を敷設したり、雨後の水捌けが悪いからといって遊歩道に側溝を掘るということ自体、それまでの遊歩道付近の自然生態系に何らかの負荷をかけることは必至であるから、そのこと自体の是非も、できるかぎり多くの公園利用者の意見を聴いたうえで、またできれば森林生態学者などの有識者の意見を参考にしながら、きちんと議論されなければならない。自然公園である以上、たとえ遊歩道付近といえども、その生態系をできるかぎりそのまま保全することが基本とされなければならない。

最も問題なのは、同署も認めているように、遊歩道整備工事を業者に請け負わせたまま、あるいは業者任せに工事を丸投げして、業者にたいする指導監督を怠ったために、同署が結果として業者の遊歩道付近や公園のピクニックサイトにおける自然生態系と植生のあれほどひどい破壊と惨状を黙認したということである。北海道立自然公園で行う工事である以上、自然生態系と植生に最大限の配慮を払い、これらに対する侵食を最小限に抑えることはもはや常識でなければならない、石狩森林管理署にはそうした責務があるはずである。われわれ森林利用者にたいして、例えば遊歩道をはずれて林内に入ってはならないなどの規則を要求する同署が自然生態系の破壊の責任者であつては、公園利用者にモラルを要求する資格など存在しないことになる。こうした責務は、当然のことながら、業者に対しても工事以前の計画段階から生態学的観点にもとづいて細かい指導を行うことを要求するし、工事中や工事後にも工事の仕方とその結果にかんして入念なチェックを行うことを不可欠とする。業者の選定にあたってはさまざまな諸条件を付して、自然生態系にたいする配慮とそのための技術力をもった業者だけを入札し、もし業者にそれだけの技術力がなければ新たにこれを開発させるというやり方こそ、「環境の世紀」が要求する仕方であろう。同署が野幌森林公園に負っている「管理責任」のうちには、自然生態系と植生にたいする最大限の配慮が明記されなければならず、こうした観点こそ「環境の世紀」である21世紀の最も重要な基本方向であろう。

今回の一連の経過の中でわれわれが強く感じたのは、森林公園を管理する管理者側に自然生態系の保全という観点がなぜ大前提として存在しないのかという驚きと疑問である。われわれは、酒井署長が事態を收拾するにあたって、自ら配慮の不足を認め、既定の方針を維持しながらも、われわれの要求に最大限応えようとしてくれたことを評価するのにやぶさかではない。だからこそ、われわれのこうした驚きと疑問の出所は、おそらく個人の誠意や善意を超えたところにある、何かわれわれにはまだ正体不明の、我が国の政治と官僚機構に巣くう構造的なも

のだと思われてならないのである。だがたとえもしそうだとしても、今回のこの事件は、こうした現状を変革しうる主体が存在することをはっきりと示したように思われる。その主体とは市民、すなわち公園利用者、自然保護団体、森林保護に関心をもつ学生たちの総体である。すでに述べたように、業者の自然破壊にいち早く気づき、これを同署を初め多くの人々に通報し、その阻止のために行動し、業者の後始末までをもやってのけたのは、森林生態系の保全を共通の関心および目標として、まったくのボランティアでこれに参加した市民・学生にほかならないからである。

今回の一連の事態が示したように、広大な野幌森林公園の生態系を保全するという事業のためには、官の守備範囲にはおのずと限界があり、石狩森林管理署だけでこれを行うには決定的に不足である。そして、官のこうした不足を補うのが、公園利用者である市民および学生でなくてはならない。今回の事件の最大の教訓は、官と民、石狩森林管理署と公園利用者である市民・学生とがお互いに協力し、持てる知識と力を出し合って初めて、言い換えれば、官が森林の保護と管理に何らかの形態の市民参加を受け入れることによって初めて、森林生態系の保全という事業が全うできるということであろう。例えば、日々刻々と移り変わる森林公園の自然に関心をもってこれを毎日のように観察し、そこに生息する植物と動物にかんする知識を日々収集している市民・学生がいる。官はこうした人々から詳細な情報提供を受けることによって、森林保全の事業のための環境アセスメント、新しい事業の策定、日常的な森林管理に生かすことができるであろう。そして、官と民との間に普段からこうした相互交流がそなわっていればこそ、利用者から新しい事業を行うためのコンセンサスを得ることもいっそう容易になろう。また、森林公園においては貴重な植生を破壊しないために特段の配慮が必要であるからこそ、その維持管理には重機を用いることなく人力に頼る必要が生ずるのであって、その時に必要な労働力をボランティアで提供できるのも公園利用者である市民・学生にほかならない。こうしたすべてのことを先駆的に示したのが、今回の「遊歩道整備計画」問題であったと言うべきであろう。そして、森林のみならず自然の生態系の保全と管理にたいする何らかの形態の「市民参加」こそ、まさしくわれわれが生きる「環境の世紀」の時代が要求している必然的な方向であろう。

第3章 「危険木」伐採問題

(1) 事実経過の概要（その1）

上述の「遊歩道整備計画」問題がようやくほぼ解決を見てまもない頃、野幌森林公園ではまた新しい問題が起きたことになった。

2000年12月20日、石狩森林管理署酒井署長から「フォーラム野幌の森」の五十嵐敏文代表と田村稔事務局長宛に文書で連絡があり、それによれば、同森林公园の桂コース、大沢コース、

大沢園地から育種場に向かう歩道の周辺に倒れる危険性のある木、すなわち「危険木」があるので、合計31本を伐採したい、意見があれば12月28日までに知らせてほしいということであった。明くる2001年1月13日に、同署長、五十嵐氏、田村氏ほか2人、酪農大野生動物生態研の学生数名が参加して、最初の合同現地調査が行われた。これを承けて、「フォーラム野幌の森」は同署に対して、4本は伐採も止むをえないが、鳥類の巣がある1本はそのまま残し、それ以外のすべては枯れ枝処理をするだけで幹をそのまま残すか、たとえ伐採しても3メートルから6メートルの部分を残すよう、要望した。これに対し同署から、業者を交えて再調査をした結果、枝落としや高所切断は危険を伴うので不可能であり、したがってさらに16本については根元から伐採せざるをえないとの回答があり、3月3日に再度現地検討会が開催されて合同調査を行い、われわれも同意のうえ、最終的には23本を伐採するという結論になった⁽¹²⁾。

この間、同署から少なくとも5回文書がわれわれに提出され、われわれもまた数回文書を同署に提出しており、この間のやり取りを見る限りでは、われわれと同署との間には、大きな見解の相違があった。われわれは、野幌森林公園が自然公園である以上、森林をできる限り自然のままに維持することを基本とし、自然には危険が伴うのは当然であるから、その危険は利用者が負うべきであるという「自己責任」論を展開した⁽¹³⁾のに対して、同署は、「林道（歩道）で発生した事故の責任は、その作設者であり野幌自然休養林の森林管理者である国有林に問われるという状況にある」、「さまざまな方々が利用する野幌国有林において、公園内の倒木によって発生した事故について自己責任が有るとの理解を得るには、かなりの時間を要する」⁽¹⁴⁾という「管理責任」論を主張していたからである。しかし、同署の姿勢には、同署が当初は「危険木」として調査した樹木の数が74本あったにもかかわらず、これらを一時期に処理すれば森林環境に与える影響が大きいとして、必要最小限のものを選択する配慮を示したり、われわれと学生の要望に耳を傾けようとする態度が顕著であり、また公園利用者との間の「合意形成」⁽¹⁵⁾を図ることに留意していた点でも、一定の誠意が見られるものであったことは特記しておきたい。

(2) 事実経過の概要（その2）

上記の「危険木」伐採計画は決して単年度のものではなくて、数年かけて継続して行われることになっている計画の出発点であった。2002年度に石狩森林管理署では、酒井署長から安孫子浩署長に交代したのだが、この署長交代後、この「危険木」伐採計画は、前署長とわれわれ自然保護団体との間で築き上げてきた信頼関係や合意形成の慣行などを無視するかたちで、つまりわれわれの考え方が同署の伐採計画にはほとんど反映されることなく、きわめて強硬な姿勢で進められることになった。署長が交代する度に、それまでの慣例や慣行が継承されずに、新しい慣行が求められるというのは、紛れもなく我が国の官僚行政の後進性を如実に示しているであろう。

石狩森林管理署は、現署長に交代した2002年11月に入ってから、85本を伐採対象とする2002年度「危険木」伐採計画について説明したいと連絡してきたので、同月27日に大麻駅前のエポアホールで同署主催の説明会が開催されることになった。この説明会には、署長のほか、同署が委嘱した橋場樹木医も同席し、「危険木」の認定方法や伐採方法にかんする説明があった。しかし、私も参加したこの説明会での署長のわれわれにたいする態度は、とにかく遊歩道で倒木による人身事故が万一発生した場合には、森林公园の「管理責任」を負っている当署が一切の責任を取ることになるので、こうした危険性をはらんでいる腐朽木・枯死木はできるだけ早くすべて処理したいという「管理責任」一点張りの姿勢で、しかもわれわれの発言に対しては「一切見直す考えはない」との拒否的な対応に終始し、参加者一同、われわれにたいする前署長との対応の相違に唖然としたのであった。さらに、前署長との大きな相違は、現署長が「危険木」の判定にさいして、同署が委嘱した樹木医を判定者として、欧米でも基準とされている「腐朽率50%」以上の樹木を「危険木」と見なすというもっともらしい認定基準を提示して、樹木医にその説明を行わせたことであった。つまり、ここでは「危険木」の判断主体が同署から、同署が専門家と見なす樹木医に移され、同署は「危険木」の判断主体から責任回避を行うことになったのである。

その後同署は、われわれの要求に応じて、2003年1月29日に「危険木」処理現地説明会、2月5日に現地観察会、2月21日に登満別の「危険木」観察会などを開催したが、しかし、われわれの要望には一切耳を傾けることなく、最終的には3月5日に枝枯れしたハルニレ1本を残して84本の「危険木」のすべての伐採を強行した。われわれにとっては、この問題でわれわれの要望がほとんど無視されて、ほとんどすべての「危険木」の伐採が強行されるのは初めての経験であって、現署長のきわめて強硬な姿勢には驚きを禁じえなかった。

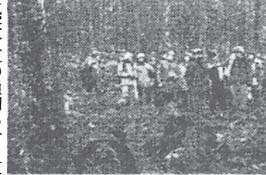
さらに、2003年10月20日、石狩森林管理署から、「フォーラム野幌の森」に「本年度の危険木処理について方向が決まった」との連絡があった。それによれば、同月22日より、野幌森林公园の遊歩道沿いにある倒壊の恐れのある木について、樹木医に調査を依頼したうえで伐採処理を進めること、伐採の対象となる路線はエゾユズリハ、四季美、志文別の三コースで、11月4日から高所作業車により枯れ枝伐採を行うこと、倒壊の危険のある木については積雪を待つて伐採処理を進めること、以上の三点が骨子であった。そして、10月28日に再び同署から連絡があり、樹木医に診断してもらった結果、今回は枯れ枝処理木31本、伐倒処理木197本の合計228本を対象とし、同31日から上記コースを通行止めにして、処理を進めていきたいとのことであった。つまりこの年同署は、200本近いきわめて大量の樹木を一度に伐採しようと企てたばかりか、きわめて性急に事を運ぼうとしていたのである。ここには、前署長が述べたような、大量の樹木を一度に伐採すれば森林環境に大きな環境負荷を与えるなどの配慮は微塵も見られず、署長の交代とともに、森林管理にかんする基本的な考え方とわれわれ自然保護団体にたいする対応の仕方にかんしていかに大きな転換があったかがわかる。

われわれは2002年の経験から、2003年5月には、今年度の樹木伐採計画がはっきりすればなるべく早くわれわれに連絡してほしいこと、そして時間を十分にかけてわれわれと話し合いをもつたうえで

【江別】石狩森林管理署が野幌森林公園内で、倒木の危険があるとして遊歩道沿いの百九十七本の伐採を計画していることに對して「一方的な伐採は疑問」とする市民団体、フォーラム野幌の森（五十嵐敏文代表）が二十二日現地観察会を行った（写真）。同団体は「危険との判断は街路樹を基準にしていると思われ、疑問だ。」

（本間康裕）

市民四十人が、ピンクのリボンがついたトドマツ、カツラなどを見て回った。危険木の中には青々と葉を茂らせたものもあり「どこが危険のかよくわからない」という声も出していた。



資料3 北海道新聞 2003年11月23日

作業を進めてほしいことを同署に申し入れていたのだが、この申し入れはまったく無視された。このあまりにも性急な事態の展開に、ただちに現地説明会を要求したところ、10月31日に開催されることになり、同署側から安孫子浩署長、橋場樹木医ほか数名、われわれの側からは私ほか五名がこれに参加した。署長の説明によれば、万一事故が起った場合は当署が「管理責任」を問われる所以、樹木医が腐朽率50%以上と判断した木を「危険木」と判断し、できるだけ早い機会に伐採したいとのことであった。同署の態度は、前年とまったく同様に「管理責任」一点ばかりのきわめて強硬な姿勢で、できるだけ伐採を避けて自然生態系をできるかぎり残そうというわれわれの要望をほとんど受け入れる余地のない対応であった。そこで、「フォーラム野幌の森」が主催者となって同公園の一般利用者に呼びかけ、11月22日に現地観察会を行った。参加者は40名ほどで、われわれが依頼した樹木医の田積良三氏（北広島市「古木を守る会」代表）が同行し、今回伐採の対象とされているすべての樹木を見て回った（資料3）。田積氏の診断では、同署の判断とはきわめて対照的に、今すぐ伐採しなければならないわゆる危険木は一本も存在しないということであった。また、北海道自然保護協会の理事会には私がこの件の経過と問題点を報告し、同協会も石狩森林管理署に対する申し入れ書の賛同団体となることを了承した。

そのうえで同月25日、五十嵐敏文、村野道子、田村稔、橋宏の四氏と私の計五人が石狩森林管理署を訪れて、北海道自然保護協会を初めとする一五の賛同団体の名を連ねた「申し入れ書」を、林野庁長官、北海道森林管理局局長、石狩森林管理署署長宛に提出し、安孫子署長、北海道森林管理局計画部国有林管理第一課森田知博課長ほかとおよそ二時間の間意見を交換しあつた。ここでもわれわれと石狩森林管理署の意見は平行線をたどった。このなかで明らかになつたのは、青森の自然休養林での事故と昨年の支笏湖美笛キャンプ場での死亡事故をきっかけに、危険にきちんと対処するようにとの内部通達が出ていること、そして石狩森林管理署では、今後二、三年かけて、カラマツコースなどの車が入れない路線を含めて、全路線で「危険木」の伐採を計画していることであった。その後12月6日、上記の森田知博課長ほか一名が野幌森林

これが「危険木」？

伐野幌森林公園
伐採予定地
市民団体が観察会

公園に来訪され、われわれ数名と共に現地を視察・調査しながら話し合いを行う機会をもった。そのさいわれわれは同課長に、今回伐採対象となっている樹木のうち少なくとも96本については伐採を中止し、しばらく経過を観察してほしいとの要望を出した。

そして、同月10日付けで石狩森林管理署長名でわれわれの「申し入れ書」にたいする回答があった。それによれば、依然として「管理責任」一点張りの強硬な姿勢は基本的に変えていないものの、これまでの姿勢にやや変化の兆しが見られ、「なお」書きのところには、大径木の保全の可能性の有無について今後われわれ自然保護団体と打ち合わせを行い、調査方法、伐採時期、そしてわれわれが要求した「伐採木検討委員会（仮称）」の設置要求についても今後検討していくこと、そのうえで2004年1月頃には再度現地説明会を開催したいとのことであった。

なお、酪農学園大学学生有志・野幌検討会は、「危険木」として伐採予定されている樹木のうちから独自に見直しリストを作成し、15本を保存するよう同署に要望したほか、鳥類が伐採リストにあげられている腐朽木を利用している状況を調査し、そのデータにもとづいて2004年1月14日付けで同署に「腐朽伐採予定木選定に関する提案書」を提出するなどの独自行動を行った。

上記の回答にもとづき石狩森林管理署と北海道森林管理局は、「フォーラム野幌の森」と酪農学園大学学生有志に、2004年1月25日に再度現地説明会と意見交換会を開催することを連絡してきた。現地説明会で同署は、「フォーラム野幌の森」と学生が提出した保存要求のリストにもとづいて再調査をした結果、「危険木」指定した樹木のうちから合計34本をはずすこと、すなわち30本をそのまま保残木として残し、あとの4本は枝のみ処理をして幹の部分は残すことをわれわれに提案してきた。そして係員が危険解除された樹木からピンクのテープと番号札を取り外す作業を行った（写真1）。その後「自然交流ふれあい館」で行われた意見交換会では、同署署長から初めて、われわれからデータと意見を出してもらい、勉強しながらやっていきたいとの発言があり、とりわけ北海道森林管理局の森田課長と安永課長からも、行政措置を行うには利用者に説明責任を果たせるようなやり方を試行していくこと、国有林のこれから管理運営にはNPOの知恵と労力を借りながらやっていく必要があると考えている旨の発言があった。同署が現署長になってからわれわれの要求を部分的にもせよ受け入れたのは初めてのことであり、以前の姿勢から比べればやや軟化の兆しが感じられた。

この再提案にたいしてわれわれは一定の評価をしながらも、例えば大沢園地の遊歩道のすぐ脇にそびえている「危険木」指定第122番の、直径98センチ、樹齢推定300年



写真1 2004年1月25日の現地説明会

の、大沢園地だけでなく野幌原始林を象徴するような巨木のハルニレ、そして四季美コースと志文別コースの分岐点にある第42, 43, 44番の三本を、これらを一度に切ると周辺の景観が一変する恐れがあるという景観保護の理由で、残すように強く要望した。その二日後に開かれた「フォーラム野幌の森」の緊急会議では、これらに加えてさらに4本の合計8本を残すように同署に申し入れることを決め、現在同署と交渉中である。

(3) 伐採の根拠と方法にかんする石狩森林管理署の見解

先に述べた説明会、いくつかの現地説明会、合同調査会、そして申し入れ書を手渡したさいの意見交換などの機会や、現地説明会のさいに手渡された「危険木処理の考え方」と題する文書などに表明された石狩森林管理署の見解は、ほぼ次のように要約されよう。

① 野幌森林公園の位置付けと管理責任

同公園は1968（昭和43）年に北海道立森林公園に指定され、翌年には自然休養林に指定された。自然休養林とは、基本的に一切の人為を加えずに自然維持を行う自然保護林とは位置付けが異なって、不特定多数の市民にレクリエーション利用をしてもらう所だから、管理責任母体である石狩森林管理署には市民の安全管理を行う管理責任があり、もしも方が一災害や人身事故が生ずれば当署が管理責任を問われることになる。したがって、同公園の遊歩道から30メートルの範囲内の安全確保は必要不可欠な措置である。腐朽の進んだ「危険木」についてはこれまで厳しく対処して来なかったので、遊歩道外の林内には基本的に手をつけないが、遊歩道の上記範囲内の「危険木」にかんしては計画的に伐採して、利用者の最低限の安全確保をはかることは当署の義務である。

② 2001年度からの経過とこの間の状況の変化

2001年度から当署は「危険木」に該当しうるような樹木については経過観察を行ってきたが、この間に大沢園地で枯損木である二本のトドマツが倒れた。当署はこのことを非常に重要視している。不特定多数の人が入る大沢園地で倒木があったということは異常事態で、たまたまそこに人がいなかつたから事なきを得たものの、もしも人がいたら大変なことになっていた。この事件を本当に危ないと思うかどうかの状況認識が当署と自然保護団体の言うことが最も一致しない点である。

さらにこの間、いくつかの事件が起こっていることを無視するわけにはいかない。東北地方では、青森県の自然休養林の遊歩道で直径20センチの大枝が落ちて歩行者の足に当たって重傷を負う事件があっただけでなく、2003年は北海道支笏湖畔の美笛キャンプ場で台風による倒木のために死者が出るという事故があり、上部から安全管理を徹底するようにとの方針があった。当署としては、この方針を野幌森林公園に適用しなければならないと考えている。

③ 「危険木」の認定基準と伐採の方法

これは、2003年10月31日の現地説明会で参加者に配布された、石狩森林管理署の「危険木処

理の考え方」と題する簡単な文書に明確に記されている。これによると、「危険木」処理の「目的」は「林内の歩道・園地の安全を確保する」とあり、「処理対象木」とは「歩道に倒れる可能性のある木で、以下の欠点を持ち、早急に処理が必要と判断されたもの」である。「以下の欠点」とは、根や根元に腐れや傷がある、幹の変形・ミゾ腐れやキノコの発生がある、歩道に落下する枯れ枝があるなどであるが、「処理対象木の選定方法」のうちで最も問題を含んでいるのは、「危険木」指定の判断基準を示す、「総合的に腐れ（腐朽率）が50%以上のもの」という付記の部分である。同署署長の口頭での説明によると、この基準は一般の都市公園などにおける街路樹の「危険木」判断基準をそのまま適用したものであり、その根拠は腐朽率が50%以上進んだ樹木は倒れる危険が非常に強まるからであり、またその認定は同森林管理署が委託した、樹木の専門家である「樹木医」の診断によるとのことであった。そして「伐採の方法」は「根元から伐採する」となっているが、根元とはどこまでを言うのかというわれわれの質問に対しても、地上30センチであるとの回答があった。

(4) 「危険木」判定基準および伐採方法の問題点とわれわれの見解

われわれは、以上に述べた石狩森林管理署による、野幌森林公園内の樹木の管理にかんする基本的な考え方、「危険木」の認定基準、伐採の方法、公園利用者に対する対応の仕方などのいずれの点でも、まったく賛同することができない。その主な理由は、われわれに対する2002年度以降とそれ以前の対応との間に一貫性がないこと、同署の樹木管理にかんする基本的な考え方には、遊歩道付近の自然生態系をできるかぎり保全するという生態学的視点が見られないこと、しかも新しい計画を実施しようとするさいにできるだけ多くの公園利用者と自然保護団体の理解を得るという配慮に欠けていること、樹木と公園利用者をもっぱらたんなる管理の対象として見るという旧態依然たる態度に終始していることである。石狩森林管理署の考え方と態度は、生態学的な観点が深く浸透しつつあるだけでなく、「樹木の当事者適格」⁽¹⁶⁾さえもが真剣に語られており、人類史のうえでひとつの大きな転換点となるはずのこの「環境の世紀」には、およそふさわしくないものと言わなければならぬ。その問題点は以下の七点に要約されよう。

① 公園利用者および自然保護団体の理解を得るという観点の希薄さ

すでに述べたように、同署から今回の「危険木」伐採の計画が「フォーラム野幌の森」に通知されたのは2003年10月20日であり、当初の計画では同月31日に通行止めを行い、高所作業車による枯れ枝処理は11月4日以降、「危険木」処理については雪が降り次第進めていきたいとのことであった。もしもわれわれが現地説明会の開催を要求したり、抗議行動を起こさなければ、この計画はきわめて迅速に進められたに違いない。この年の初冬は記録的な暖かさであり、降雪が遅れたのは樹木にとって幸いであったかも知れない。

2002年度に90本近い樹木がすべて伐採された経緯から、「フォーラム野幌の森」はこの年5

月に、もしさまた「危険木」伐採が計画されるようなことがあればできるだけ早い段階で情報提供をお願いしたい、との申し入れを行っていた。それにもかかわらず、同署はわれわれの申し入れを無視して、降雪が間近に迫ってからわれわれに通知を行い、われわれの理解と了解を得るという努力を行うこともなく、「危険木」伐採を強行しようとしてきたのである。したがって、同署は野幌森林公園をめぐるここ数年の一連の事態から、同署と公園利用者および自然保護団体との相互理解なしには、森林管理や伐採計画の実行もうまく立ち行かないことが立証されているにもかかわらず、依然として、これを教訓として生かして、利用者のできるかぎりの理解と了解のもとに森林管理と保護を進めて行くという姿勢に立つことがない。署長が交代するたびに、これまでの教訓が継承されず、またわれわれが同署との間に築き上げてきたはずの関係もまた継承されていかないということも、きわめて遺憾なことである。同署のこうした態度の根底には、後でも述べるように、「国有林は林野庁の持ち物であり、国民の利害には関係がない」というきわめて安易な考え方がある⁽¹⁷⁾に相違ない。

② 自然生態系の保全および「森林と人との共生」という基本的な視点の欠落

野幌森林公園は、法的には自然休養林であって自然保護林ではないにしても、北海道立自然公園である以上、たとえ遊歩道から30メートル以内といえども、基本的にはその自然生態系をできるかぎりそのまま保全することを森林管理の基本とすべきである。自然生態系を基本的にはそのまま保全すべきだということは、たとえこの範囲内に腐朽木があっても、そしてたとえ樹木の幹の腐朽率が50%を超えるとしても、基本的にはそのままにして、できるかぎり人為的な手を加えないということである。もちろん、高齢に達した樹木は、なんらかの自然的な原因によって倒れて、その一生を終える。もしもその樹木が遊歩道30メートル以内にあれば、人身事故が起きる可能性はまったくないとはいえない。そこでわれわれは、自然生態系の保全と人身事故の回避とが両立する可能性を模索して、これら両極のあいだに挟まれて思い悩まざるをえない。しかし、奇妙なことに、石狩森林管理署には思い悩むふしがほとんど見られないである。腐朽率が50%を超える樹木は、万が一にも倒れる可能性があるからこれを全部伐倒してしまうのだという同署のきわめて乱暴な発想と論理には、自然生態系の保全という大前提が存在しないからである。これでは、「環境の世紀」にふさわしい森林管理とは到底言えないであろう。こうした事態の根底にもまたおそらく、官僚組織の縦割り行政という状況のもとで、環境行政は環境省の管轄であるから林野庁には関係がないという暗黙の了解が伏在しているであろう。岡島成行氏も「今までの林野行政にはこうした視点が欠けており、むしろ環境行政の分野に入っていた」と述べているとおりである。

ところでその林野庁も、時代の流れに押されるとともに林野行政の行き詰まりをも反映して、1998年に「国有林野の管理経営にかんする基本計画の概要」を策定して、森づくりの基本的な考え方には、従来の木材生産重視から公益性重視へと転換を計ることを明言している。この公益性のなかには、「森林と人との共生林」が明確に位置付けられているが、石狩森林管

理署の発想と論理には、その上部組織である林野庁が謳う、こうした「森林と人との共生」という視点がほとんど受け止められていないと言わざるをえないものである。

後にやや詳しく紹介する吉田憲一氏の論文「樹木診断最前線—悩む危険評価木の取り扱い—」⁽¹⁹⁾は、冒頭で「木の専門家」である眞の樹木医が身につけるべき「十戒」を掲げているが、そのなかに「木も人間も生物の一種であること」、「木は人間だけのものではないこと」、「木を住処とし命の糧とする幾多の動植物がいること」、「葉っぱ一枚が全ての源であること」という戒めがある。同氏はこれらが「非常に非科学的で感性的である」という断り書きを付しているが、決して「非科学的」ではないのであって、樹木にたいするこうした基本的な態度こそ、エマーソンやソローを原点とし、ジョン・ミューアを経由して、アルド・レオポルドを直接の生みの父として、1970年代からアメリカ合衆国で次第に明確な分野となっていた環境思想または「環境倫理学」の流れと基本的に一致するものである⁽²⁰⁾。レオポルドが提唱した「土地倫理」の思想には、言うまでもなく、これまで「共同体」概念がもっぱら人間社会に限定して考えられていたのに対し、人間が生きるうえで不可欠なこの「共同体」の枠を、人間を取り巻く土壤、水、植物、動物、そしてこれらをすべて含む「土地」、すなわち自然生態系全体にまで拡大すべきだという考え方があった。この思想によれば、ひとつの「土地」に存在し、自然生態系を構成するものはすべて、樹木などの生きとし生けるものだけでなく、もの言わぬ自然物をも含めて、すべて対等の構成員であるということになる⁽²¹⁾。

また、林分施業法の生みの親である「どろ亀さん」こと高橋延清氏もまた、「森林は、いろいろな生物と土地および大気の統一体であり、その構成分子間でたえず相互作用を行って、一つの生活体系（生態系）として動いている有機体（生き物）である」⁽²²⁾、「……森林は木材生産の緑の工場であるとともに、水源をかん養し、国土を保全し、空気を浄化し、気象の厳しさをやわらげ、野生の鳥・獣・昆虫などに食糧や住家をあたえ、人間に美と休養をも与えるなどの働きをもっている。けれどもこれらのいろいろな森林の機能も、森林の内容や取り扱い次第で変化する。したがって施業に際しては、森林の生態系をよく理解して、愛情をもって森林を生き物として取り扱うことが大切である。とくに天然林に対する施業ではこのことが基本的に重要で、森林生態系のバランス、調和を一度に広範囲に破壊することを、できるかぎり避けねばならない。」⁽²³⁾、また「森林を構成する生物系・非生物系の破壊と消失を、できるだけミクロにかつ弱度にとどめるように施業する」⁽²⁴⁾と述べている。石狩森林管理署は、「環境の世紀」である21世紀の生態学的立脚点、環境思想、環境倫理学の到達段階を示すこれらの言葉を、是非とも心に銘記すべきであろう。

③ 腐朽木または「枯損木」が森林生態系にとってもつ生態学的意味の無視

われわれが石狩森林管理署に申し入れ書を手渡したいに行われた議論のなかで、見過ごすことができないのは、「腐朽木を残しておけば、残骸だらけになる」という発言があったことである。この発言は、まったく個人的な美学にもとづき、森林景観上の問題を根拠として、腐

朽木を森林生態系から排除しようとする見解にほかならない。およそ森林生態系にかんするしっかりした生態学的知識をもつ者であれば、こうした発言がいかに不穏であるかは明らかであろう。言うまでもなく、土壤中に住むバクテリアや菌類から始まって、植物、動物にいたる生命の共生を基礎として、森林生態系は成立している。とりわけ森林の場合は、生命と生態系のリサイクルにとって落葉や腐朽木または枯死木がはたす意味と役割はきわめて大きい。腐朽木は、多くの昆虫やその幼虫たちに餌と住処を提供し、これが鳥類を初め、多くの森林性動物の餌となり、とりわけ森林生態系の要となるキツツキ類などの活動によって樹洞性の動物の巣穴または繁殖場所となり、最終的には菌類やバクテリアによって分解されて土壤の養分となる。自然生態系には本来何ひとつ無駄なものは存在しないのであって、腐朽木や枯死木もまた森林生態系のきわめて重要な構成要素である。腐朽木や枯死木を無用の長物と見なす同署の考え方には、こうした生態学の初步的知識が欠落していると言わなければならない。

遊歩道付近の腐朽木や枯死木もまた、森林生態系の不可欠の構成要素であるからこそ、そしてまたそれが遊歩道付近にあるからこそ、森林の生物にかんする生きた教材となり、環境教育の絶好の学習場所となる。しかし、石狩森林管理署の伐採方法のとおりに、腐朽木を根元から30センチのところで伐採するならば、環境学習の絶好の生きた教材が失われることも生じうるのであって、その好例は写真2に明らかである。この伐倒木には、しばしば樹木の根元に巣くうことのあるアリを食べるクマゲラの大きな食痕があり、その大きさと遊歩道のすぐ近くにあったことのために、クマゲラの生態と森林生態系の学習にこのうえない価値ある素材を提供していたものであるが、このようにして無残にも切り倒されてしまったのである。こうした樹木を根元から伐採しなければならない理由はいったいどこにあるのか。たとえ伐採しなければならないような樹木があったとしても、危険が生じない部分をできるだけ残し、樹木の上部から少しづつ切って様子を経過観察するなどの、生態学的な配慮とこれにもとづく伐採方法が講じられてしかるべきであろう。森林生態系にたいする生態学的配慮のきわめて希薄な同署は、森林生態系学習にたいする配慮をも欠落しているのである。

すでに述べたように、林野庁も北海道水産林務部も森作りにかんして従来の木材生産重視から公益性重視への転換を図るなかで「森林と人との共生林」を重視しているが、道有林ではさらにこの共生林の主要な機能のひとつとして「文化創造の森」が位置付けられており、その内容も「人々の憩いと学びの場としての機能が求められる森林」⁽²⁵⁾と規定されている。まさしく、野幌森林公園もまた「学びの場」としての機能を果たすことが求められているのであって、もし



写真2 根本から伐採されたクマゲラの食痕木

そうだとすれば、石狩森林管理署はこの「学びの場」から、遊歩道付近の腐朽木を急に、しかも根元から伐採することによって、絶好の教材を奪うようなことがあってはならないのである。このことはわれわれのように、森林公園を自らのフィールドとし、ボランティアで市民や子供が森林とその自然生態系に触れ合う手助けを行っている自然観察指導員にとっては、きわめて重大かつ切実な問題である。

したがって、眞の生態学的観点に立ち、以上に述べたことを考慮するならば、野幌森林公園のような自然公園においても、遊歩道付近を含めて、森林生態系には基本的にはできるかぎり人為的な措置を加えないこと、たとえやむなく人為を加えなくてはならない場合でも、最小限にとどめるべきことが森林管理および森林保護の基本的な原則とならなくてはならないであろう。

④ 「危険木」指定の前に遊歩道付近の生物にかんする事前調査が必要である

遊歩道付近の枯死木でさえも森林生態系全体から見れば大きな意味をもつとすれば、「危険木」指定や伐採を行う以前に、遊歩道付近の生物にかんする事前調査または環境アセスメントを行うことは不可欠である。

酪農学園大学学生有志・野幌森林検討会は、2003年12月8日付けで石狩森林管理署等に「野幌森林公園における危険木伐採についての質問状」を提出したが、それによれば、「今回指定されている木の中に彼ら [キツツキ類－筆者] の冬季ねぐら木や採餌木、フクロウの止まり木等が含まれ、彼らの生息にとって重要と思われるエリアが含まれる」ばかりか、「その中にクマゲラやオオアカゲラの秋期から冬期にかけての主要に行動圏が含まれる」とのことである。彼らは遊歩道付近で鳥類を中心とする森林生物の定期的な調査観察を行っており、こうしたデータにもとづいてこうした意見を提出していて、その指摘の内容はきわめて正当であると思われる。そのうえで、彼らは同署に「今回の危険木判定には街路樹における危険木判定以外に、上記事項などを考慮した自然調査は何か行われたのでしょうか」と質問している。しかし、すでに述べたように、自然生態系にかんする配慮をほとんど欠落して、景観にかんするまったく個人的な美的見解から腐朽木や枯死木を公園から排除し、腐朽木と枯死木を「危険木」と見なして即伐採しようとする石狩森林管理署に、こうした生態学的な事前調査や環境アセスメントを行ったふしは見られない。

2003年度に限っても、「危険木」として伐採対象とされた樹木は200本近くにものぼるのである。したがって、これを一度に伐採するとすれば、たとえ遊歩道付近であるとはいえ、野幌森林公園全体の自然生態系から見れば、相当な環境負荷がこれにかかるることは容易に予想される。したがって、伐採対象となる樹木を選定するにあたっては、それぞれの樹木ごとに鳥・獣・昆虫などの利用状況を調査して的確に把握するとともに、伐採が森林生態系全体に与える影響を予測し、伐採によって生ずる生態的なデメリットが生じないことを確認すべきである。たとえ遊歩道付近であるとはいえ、それが森林公園の一部である以上は、そこに生活する生物、その

生物の腐朽木の利用状況などの自然生態系の事前調査と環境アセスメントは不可欠の作業である。

⑤ 「危険木」の認定と認定基準の問題

今回石狩森林管理署が設定した「危険木」の認定基準は幹の腐朽率が50%以上というものであり、同署の説明によれば、都市公園などの街路樹に適用されているものをそのまま踏襲したという。その理由は、この基準を超えると、倒木の危険が非常に強まるということであり、そして、その「危険木」の認定者は、同署が依頼した、樹木の専門家である「樹木医」にほかなりない。これらの認定基準とその根拠のいずれもがきわめて単純であるばかりか、科学的な根拠に裏付けられているとは言い難い。

まず、都市公園などの街路樹の「危険木」指定基準をそのまま自然公園に持ち込むこと自体が問題である。言うまでもなく、都市公園と野幌自然公園とでは、自然条件、周囲環境、その用途が大いに異なり、これらを同一の基準で測ることは、これらの差異を無視することになる。とりわけ、貴重な樹木が残る野幌森林公園には、その固有の自然条件と用途に即した独自の基準が設定されるべきである。

さらに腐朽率が50%以上という基準自体の諸問題がある。同署長も明言したように、樹木をレントゲン撮影することによって内部の腐朽率を調べることはできないのだが、それにもかかわらず、腐朽率が50%以上という基準を立てて、これを錦の御旗のように振り回すこと自体に無理があるようと思われる。つまりこのことは、測定しえない基準を基準として立てるという矛盾を犯しているからである。もちろん、同署はそのことを知っているから、たった一人の「樹木医」に判断を全面的に委ねて、自らが「危険木」の認定主体となる責任を回避しようとする。これもまたきわめて安易で無責任なやり方である。現地説明会のさいにわれわれに同行した樹木医は、木槌で腐朽木の根元や幹を叩いてその音で腐朽率を判断していたが、内部を透視できない以上、樹木医の診断といえども当たっているとはかぎらない。それなのに、こうしたきわめて不確かなプロセスをへて「危険木」と診断された木は、「危険」と診断された以上は、「管理責任」からいってすぐ伐採しなければならないようになると運命づけられた樹木となるのである。つまり「危険木」とは、たとえただちに倒れる危険がなくても、「危険木」として認定されるとただちに伐採されるべき木となるのである。そう考えると「危険」の認定は、誰もが納得し得るいやがうえにも慎重なものでなくてはならないとともに、多くの森林利用者の納得を得られるいやすさにも慎重なものでなくてはならないのは当然のことであろう。切るのは最後の手段であり、人間の命と同じく、伐採された樹木は永久にこの世から消えてしまうからである。

ところでこの間、こうした人間の賢しらな浅知恵を嘲笑するかのような象徴的な事態が発生した。2003年9月北海道支笏湖の美笛キャンプ場で台風によって倒れたのは、きわめて皮肉なことに、決して危険木ではなくて、まさしく健全木だったのである。健全木が倒れた以上、石狩森林管理署は「危険木」伐採の根拠を「万一の場合」の危険に求めることはできないであろ

う。「万一の場合」の危険は、「危険木」だけではなくて、健全木を含めた野幌森林公園のすべての樹木に及ぶことが判明したからである。さらに、2004年1月14日、台風並に発達した低気圧によって札幌圏には風速31メートルもの猛烈な暴風雪が吹き荒れた。この時、「危険木」伐採問題にかかわった誰しもが、この暴風雪によって森林公園内に風倒木が生じることを予想したり、期待したに違いない。しかし、野幌森林公園で石狩森林管理署によって「危険木」に指定された樹木は、それにもかかわらず、健氣にもあのひどい風雪に見事に耐え抜いて、風倒木はまったく皆無だったのである。いったいこのことは何を意味しているであろうか。こうした事実は、これらの樹木が「危険木」では決してないことを自ら身をもってはっきりと示していること、そして「危険木」とはいったい何か、「危険木」の認定基準とはいいったい何であるべきなのかにかんする重大な再考を人間に迫っていることの証しでなくて何であろう。この事実は、「危険木」として認定された樹木が自ら「危険木」という判定基準の虚構性と非科学性を反駁しているばかりか、同署の「危険木」伐採が明らかに「過剰管理」であることを証明していると言うべきである。われわれは樹木の生命力が人間の浅知恵をはるかに超えていることを認識すべきであろう。

⑥ 「環境の世紀」に必要なのは森林生態系保護の立場に立つ樹木医である

ここでわれわれは、石狩森林管理署の「危険木」判定基準を、例えば同じく樹木医である吉田憲一氏の論文「樹木診断最前線－悩む危険木評価の取り扱い－」⁽²⁶⁾が述べている樹木管理の基本的な考え方、樹木診断の方法、樹木診断の流れと比較して見よう。吉田論文はまず第一に、樹木診断によって危険木と評価された樹木については、これまでには即伐採という傾向が強かったが、最近は安全性を重視する管理者と環境保護にたいする市民の意識の高まりとが交錯しあい、危険木だからといってただちに伐採するというわけにはいかなくなってきたといふばかりか、とりわけ樹齢数十年から百年を越える大径木や古木にかんしては「伐採」ではなくて「保存」の要望が強くなってきているといふ時代の変化を的確に指摘している。そしてそのうえで、都市の街路樹や公園・緑地の「樹木診断」は次のようにあるべきだと主張する。

まず(イ)容姿診断（衰退度評価）が行われる。これは樹木の地上部分の樹勢度にかんして行われるもので、その前段階として樹形や枝枯れなどの調査項目について1から4のランクで評価する。次に(ロ)健康診断が行われる。これも、根元の周囲の傷や腐朽の大きさ、進行度にかんして1から4のランクに分けて評価を行う。そして(ハ)上記の容姿診断と健康診断とを総合して総合評価を行う。これは、両方の評価を比較して、どちらかの高い方（より危険な方）を採用して、(1)健全、(2)やや注意、(3)要注意、(4)危険の4ランクに分類される。容姿診断と健康診断のランク付けで4に該当するものが「危険木」評価を受ける。ここで実際に「危険木」を伐採する必要があるかどうかの岐路に立たされ、樹木医は大いに「悩む」ことになる。そこで、上記(イ)と(ロ)にもとづいて危険度をさらに8ランクに分け、それぞれの樹木の状況に適合した処置方法が提唱されている。

つまり、ほとんど悩むことのない石狩森林管理署と大きく異なって、生態学的見地に立つ樹木医は悩むのである。だから、「危険木」評価をしたからといって即伐採とはならないのであって、さらにその先のプロセスがある。「危険木」評価を受けた樹木は、さらに再チェックが行われ、主幹の傾斜角度（20度以上）、木材腐敗菌の有無、範囲、度合、主幹のひび割れの有無、推定倒木方向の状況（園路、歩道、道路、民家倒の有無、通行者・車両の頻度等）の4点から検討される。さらにこの「危険評価木」は、樹勢や傷・腐朽の部位・範囲、立地条件などを総合的に考慮して、それぞれの樹木に適合した処置方法が講じられる。腐朽部の除去や根元周囲の土壤改良、病虫害枝の切除などの樹勢回復処置を行い、枯れ枝や幹を部分的に切断したりワイヤー掛け等を行って、倒木危険回避を図ったうえで、保存されるものもある。危険度がかなり高くても、空洞、傷・腐朽は大きいが樹勢の旺盛なものと同様、伐採が必ずしも最優先とはならず、倒木危険回避や樹勢回復などの措置が取られることで保存される場合もある。つまり、伐採はあくまでも最後の手段なのである。

吉田論文は、環境保護と大径木・古木保存という新しい状況の変化を考慮しながら、たとえ危険木評価を受けた樹木でも、ただちに伐採するという安易な方法をとるのではなく、倒木危険回避や樹勢回復などのできるかぎりの措置を講じたうえで、3～5年の経過観察を行い、そのうえで再度診断を行ってからでも伐採は遅くはないとして述べて、こうしたやり方をとる方が市民にたいする有効な啓蒙普及となりうることを正しく指摘している。こうした樹木診断と危険木評価のやり方は、基本的な発想と考え方の点で石狩森林管理署のそれとは対照的であり、自然保護の立場に立つとともにきわめて用意周到でもあり、われわれにとっては大きな説得力をもつといえよう。

こうした考え方にもとづく樹木診断、危険木の評価、危険木の処置は、都市・公園の街路樹を念頭に置いたものであって、野幌森林公園のような場所にただちに適用するにはいささかの無理があろう。しかしそれは、今後の新しい森林の管理と保護の将来的なあり方を示唆するものとして、大いに参考になると思われる。石狩森林管理署も、同論文に展開されている樹木に対する基本的な態度、危険木にかんする考え方、危険木認定基準、危険木の診断と保全の処置の方法などを大いに参考にすべきである。「環境の世紀」がわれわれに要求しているのは、基本的に森林生態系保護の立場に立ち、吉田論文が指摘することを確実に実践しうるような樹木医なのである。

⑦ 伐採だけが唯一の手段ではなく、さまざまな保存方法を検討すべきである

すでに述べたように、たとえ枯死して倒木の危険が考えられる木であっても、そしてたとえ正真証明の危険木であっても、われわれの考えによれば、それが全体としての森林生態系のかけがえのない構成員をなす以上は、伐採はあくまでも最後の手段でなければならない。吉田憲一論文と田積良三氏とが指摘するように、都市の街路樹の場合、倒木の危険がある古木については、枯れ枝や幹を部分的に切断して危険がないようにして倒木の方向を変更したり、ワイ

ヤーがけを行ったり、支柱を作つて支えたり、あるいは場合によつては遊歩道に迂回路を作るなどの変更を行つて危険を回避するなどのさまざまな方法が可能である。また、豊平公園で実際に行われているように、「頭上注意」または「通行注意」などの張り紙または看板を張つて、歩行者の注意を喚起するなどのきめ細かい対策も必要になってこよう。

野幌森林公園の具体例をあげれば、例えば志文別コースと四季美コースの分岐点には「危険木」に指定された第42, 43, 44番の三本の木がある。第42番はトドマツの腐朽木で、その幹の中央部分にはキツツキ類の大きな食痕がたくさんあり、遊歩道をはさんでその向かい側に第43番のセンノキと第44番のトドマツが隣接している。この場所でこれらを一遍に伐採することになれば、大きな空間ができる、周囲の景観が大きく変わってしまうことは避けられない。森林公園においては、森林景観にも最大限の配慮を行い、こうした森林景観を一変させるような伐採はできるだけ避けるべきである。

また、すでに述べたように、大沢園地には遊歩道に隣接して、直径98センチ、樹齢およそ300年と推定される、「危険木」指定第122番のハルニレの巨木がある（写真3）。確かに太い幹に腐朽は進んでいるが、上部の枝には枯れ葉が残っていて、まだ生きている木である。私は再度の現地説明会に参加して、この木のすぐそばに立つてこの木を見上げて、アフリカの砂漠に生育するバオバブの木を連想した。それほどに威厳と威容をそなえた木なのである。このハルニレは大径木であるだけではなくて、推定樹齢からしても大沢園地を象徴するだけではなくて、



写真3 「危険木」第122番のハルニレの巨木

野幌森林公園を代表する樹木であろう。こうした象徴的な古木にかんしては、まず第一に保存することを優先し、例えば遊歩道を迂回させるなどの特別な措置を工夫するなど、単純な伐採以外の方法を収集して検討すべきである。

これから森林管理には、仮に伐採するしか方法がない危険木があるとしても、伐採する部分はできるだけ上部の最小限の箇所に止め、様子を経過観察しながら、腐朽の進行状況に応じて段階的に幹を伐採していく、その後の措置を検討するなど、さまざまな工夫をこらした慎重な方法こそが求められていると思われてならない。伐採以外のこうした賢明で周到な方法の検討こそ、石狩森林管理署の「管理責任」となるべきであろう。同署は樹木の「伐採」で名をあげるのではなくて、樹木の保存で名をあげるべきである。

石狩森林管理署は、当初は「危険木」即伐採の一点張りであったが、その伐採方法の問題点は、例えば写真4の「危険木」指定第6番や33番を始めとする何本かのカツラの木の伐採の仕方に端的に現れている。カツラの木は複数の幹によって構成されることの多い樹種であるが、写真2のこの第6番の場合は、中央の最も太い幹が枯死して倒木の危険があるという理由で、伐採対象となっている。しかし、同署の当初の説明によれば、遊歩道から見て右の2本の幹を残して残りはすべて伐採するが、その理由は業者に伐採を委託しているので、基本的にその業者に伐採の方法が任せられることになり、業者から見て技術的に不可能なこと、例えば中央の枯損木だけを選んで伐採するというようなことは要求できないということであった。われわれには、こうした伐採の方法はいかにも乱暴であるようと思われてならない。われわれはここでも、石狩森林管理署が基本的に森林生態系を守るという立場に立っていないこと、こうした樹木がかけがえのない存在だという観点に立っていないこと、そしてたとえやむなく伐採しなければならないような場合でも、伐採が森林生態系に与える負荷を最小限にとどめるという立場に立っていないことを指摘せざるをえない。

伐採を最小限に止めるという考え方からすれば、例えばこのカツラの木の周囲をワイヤーで囲って、中央の幹が遊歩道に倒れ込むことだけを防ぎ、残りの幹はすべて残すような処置を取ることが考えられる。われわれも同署にたいしてそのように要求したのだが、この要求に対する同署の再度の返答は、やはり無理であって、最低1本の複数木は伐採しなければならないということであった。それでも「2本切る」から「1本切る」に前進したのである。支柱を作ったりワイヤー掛けをする方法については、公園の並木の場合にはお金をかけて一本一本に予算をつければそうした仕方で保存できるが、野幌森林公園の場合は樹木もたくさんあるし、そんなことは不可能であるというのが同署の考え方である。しかし、吉田憲一氏も言うように、「危険木」に対する過剰な対応は、むしろ新たに不必要的仕事を生み出すことになり、長期的に見ればコスト高になる危険性が高い⁽²⁷⁾ことをも考慮すべきであって、伐採に必要な人件費と樹木の保存とにかくかかる費用との関係については、後者が金がかかるというような単純な考え方をするのではなく、もっと綿密で周到な検討を行うべきであろう。

したがって、自然生態系の保全のためには業者も技術レベルをアップしなければならないし、



写真4 「危険木」第6番のカツラの複数木

また入札のさいには技術的な諸条件をあらかじめつけて行い、環境保全にかんする技術力をもった業者を選定し、業者が作業を行う場合にも自然生態系に配慮しているかどうかを適切に監督することも、どうしても必要になる。もしも現段階で業者にそのような技術力がないとすれば、行政側としてそのような技術力の養成・向上・開発などを業者に要求すべきである。自然公園内で危険木に支柱やワイヤーをかけるなどの人為的な措置を取ることにかんしては、われわれ自然保護関係者の内部でも、自然公園である以上は樹木を自然のままにしておくべきだとの反対意見があり、現段階では必ずしも意見がまとまっているとはいえない。しかし、たとえ倒木の危険が高い木であっても、伐採は最後の手段であるという共通認識をもとに、われわれができるかぎりの叡知を集めて、元の自然生態系をできるかぎり保存するために、あらゆる手段と方法を検討することは、どうしても必要なことである。管理側にも自然保護団体および利用者側にも、人身事故の危険回避と森林生態系の保全との両立を計るために、慎重で綿密な検討を最大限に行なうことが求められている時代が到来していると言うべきであろう。

第4章 森林管理の将来的な方向に向けて

これまで検討してきたように、遊歩道付近の枯死木または枯損木にかんする石狩森林管理署の考え方は、「危険木」と評価された樹木はすぐ伐採するという従来の考え方をそのまま踏襲し、樹木と公園利用者をたんなる管理の対象として見るというきわめて古臭いものである。こうした考え方は、「環境の世紀」を迎えている現在では、次に述べるいくつかの理由でもはや時代の流れに適合しないものだと言わざるをえない。

(1) 森林の保護と管理への市民参加の必要性

すでに述べたように、林野庁は国有林の管理経営を、従来の林産物供給という視点から公益的機能の重視へと、すなわち国土保全と「森林と人との共生林」の方向へと転換し始めている。北海道でも、最近「道有林基本計画」を策定され、道有林をできるだけ自然保護林として保全していく方針を打ち出している。つまり、水源涵養と山地災害防止を目的とする水土保安林だけでなく、保健文化機能と生活環境保全機能をもち、生物多様性の維持・回復と快適な森林環境の保全・創出とを積極的に位置付けていくことである。そして、この計画のなかには「道民全体に支えられた森林の整備・管理の推進」と「道民の合意形成の推進」もまたはっきりと謳われている⁽²⁸⁾。野幌森林公園の80%を占める国有林においてもまた、将来的にはこのような方向に、すなわち自然休養林から自然保護林への転換、そして「市民参加」型の森林管理の方向へと進むべきであろう。

また、2003年11月の北海道新聞記事によれば、札幌市は豊平公園の樹林管理計画の策定作業に着手し、老木が目立つたり枝葉が茂って暗くなるなどしてきたために、住民の意見を取り入れながら樹木の維持や伐採にかんする管理計画を作るという。市が管理する公園でこうした問

題について市民の声を聞くのは初めてのことでのことで、地域住民の意見を反映させるために三回のワークショップを開催するほか、樹木医や大学教授など有識者からなる検討会も二回開かれることになっているそうである。この問題にかんしては、おそらく札幌市側と地域住民との間にこれまでさまざまな複雑な経緯があったに違いないが、ともかくも樹木管理にかんするこうした市民参加の形態の新たな

追求と第三者の有識者を交えた検討の試みはやはり、将来的な官と市民との共同による樹木管理に向けて第一歩を踏み出したものとして、きわめて大きな意義をもつと思われる（資料4）。

野幌森林公園においても、ここ数年間の経緯がわれわれに教えているのは、こうした事例を参考にしながら、森林の保護と管理にたいする何らかの「市民参加」の形態を追求することの必要性である。この「市民参加」は、石狩森林管理署とわれわれとの間に問題が起きてから説明会や意見交換会をもつてではなくて、同署の責任者と署員、われわれ自然保護団体、公園利用者、学生などを構成メンバーとし、これに森林生態学などの研究者・有識者を加えた恒常的な検討組織を作り、森林の保護と管理にかんする定期的な話し合いをもって、共同で森林公園の維持管理に役立てていくこ

とによって初めて実効性をもちうるであろう。こうした検討組織は決して森林管理署のお手盛りの団体組織であってはならないことはもちろんである。

森林の保護と管理にたいする「市民参加」の形態は、林野庁の現在のお家の事情からも必要になっていると思われる。つまり林野庁は、独立採算性への道を歩んで以来、国有林事業の数次にわたる改善計画も破綻に近い状況となり、1964年に8万9千人であった職員を1996年末には1万5千人にまで人員削減するという大幅な合理化を行いながら、なおかつ1987年に2227億

資料 4 北海道新聞 2003年11月12日

円であった赤字が1997年には15倍の3兆5千億円にまで膨らんでしまった⁽²⁹⁾。林野庁のこうしたきわめて厳しい財政状況ととりわけ人員の削減とは国有林で働く職員の仕事を制限しているのである。おそらく、そういう状況下にある職員に、例えば「危険木」伐採に先立って腐朽木を利用している森林生物の事前生態調査を行えと言っても無理なことであろう。こういう場合に、例えば酪農学園大学の野生生物の生態を定期観察している学生たちのデータが役立つであろう。つまり、官も民もお互いに協力しあって初めて、森林生態系の保護と管理という目標を達成できるのであって、こうした事情こそ、森林の保護と管理に市民が参加することの必要性と必然性とをはっきりと示しているといえよう。

現在、流動的な変化の激しい社会状況とともに、従来官が主導的な役割を果たしてきた領野とわれわれの私的領野との間に、両者をつなぐ「市民的公共圏」が次第に広大に広がりつつある。「環境の世紀」には、森林の保護と管理をめぐる「市民的公共圏」の場で、官の力が及ばないところで官に代わって市民の力を發揮する「市民参加」が求められているのであり、その意味においてまさしく「地球市民」の時代が到来しているのである。

(2) 「管理責任」から「自己責任」の時代へ

石狩森林管理署が主張する「管理責任」は、遊歩道の危険回避の責任はまたすべて同署にあるという、責任をいわば官僚が丸抱えるという発想にもとづくものであるが、しかし、こうした発想はすでにいくつかの方向から大きなほころびを露呈しているように思われる。

具体的な事例をあげよう。すでに述べたように、三年前に野幌森林公园の「遊歩道整備計画」が実施されたさい、業者は側溝を掘った後の残土を遊歩道外に大量に投げ捨て、砂利の堆積場を作つて大沢園地を初めとする植生を破壊しただけでなく、重機によってレッドデータブックに記載されている希少植物を踏みつぶすなどの自然植生にたいする破壊行為を行つたのだが、この時これをいち早く発見して通報したのは、われわれ公園利用者と酪農学園大学野生動物生態研究会の学生たちであった。森林生態系を保全する責任を負うはずの石狩森林管理署は、業者にたいする監督責任を怠り、結果として森林生態系を保全する責任を全うできなかつたのである。結局のところ、エゾマツコースに敷設された290メートルの砂利を撤去したのは、地域住民と上記学生たちの人力による手作業であった。この事件は何を事実として示したのかといえば、それはまず第一に、石狩森林管理署だけでは森林生態系を保全するための「管理責任」を果たすことができなかつたということであり、そして次に、同署は森林利用者や森林保護に关心をもつ市民・学生と協力して初めて、つまり森林管理に「市民参加」を受け入れることによって初めて、森林生態系を元に復元する作業をなしつげることができたということである。この事実は、森林公园の保全という事業は、官と民、すなわち公園利用者および自然保护団体との相互協力によって初めて十全なものになりうることを示したが、そればかりではない。「市民参加」は、森林の「管理責任」は石狩森林管理署だけが負うべきではない、あるいは負わなく

てもよいということもまた示しているのである。

もしも「管理責任」に、倒木の危険回避だけではなく、森林生態系の十全な保全と維持が組み込まれるとすれば、そして、自然公園である以上、たとえ遊歩道付近といえども自然生態系が人為を加えられることなくそのままに保存されねばならないとすれば、さらに森林の維持と管理に公園利用者や市民・学生の参加協力が不可欠であるとすれば、従来の官僚丸抱えの「管理責任」から何らかのかたちでの「自己責任」へと移行していくことが将来において避けることのできない時代の課題とならざるをえないであろう。例えば、森林公園のいくつかの出口にゲートを設けて、台風などの暴風が予想される場合には、このゲートを閉鎖して入林を禁止するような措置を取り、石狩森林管理署がそうした措置を取ったにもかかわらず入林して倒木による事故に遭遇したとすれば、入林者自らが「自己責任」を負うというようなことが考えられよう。この仕方は、「管理責任」という錦の御旗をふりかざし、曖昧な基準によって「危険木」を大量に伐採する「過剰管理」のやり方とは根本的に異なって、基本的に自然生態系を破壊することがないのである。

われわれは、登山のために国有林に入山する時には、たとえ登山中に枯れ木が倒れて死亡事故が発生したとしても、すべて自ら「自己責任」を負わなければならぬが、野幌森林公園のような自然公園においては、いかなる諸条件が整備されればこうした形態に近づくことができるのか、綿密な議論と検討を行う必要があろう。そして、国立公園内には一切人為的な手を加えず、たとえ野火が発生してもそのままにしておくというようなアメリカ型の、「自己責任」を基本とする森林管理を見据えて、これを一方の極に置きながら、官僚丸抱えというきわめて日本的な「管理責任」の現況を見直し、「環境の世紀」にふさわしい森林管理の「自己責任」という新しいあり方を模索すべきであろう。

(3) 林野庁の構造的体質の変革に向けて

われわれが「環境の世紀」にふさわしい森林の保護と管理を追求しようとすれば、どうしてもこれを国有林の所有者である林野庁の構造的な変革の方向と結合させなければならないであろう。すでに述べたことのほかにも、林野庁はいくつかの大きな問題をかかえているからである。

例えば、1897年に制定されて以来何度も改正されてきた森林法は、国有林の管理にかんしてはその一部しか適用されない仕組みになっている。その代わりに、国有林には農林水産大臣が作った訓令が適用され、そのほとんどがこの訓令によって定められている。国有林の管理方法のほとんどが、農林水産大臣によって作られ行政組織の内部でのみ通用する訓令によって定められているということが、国有林には国会が作った法律が適用されないという事態を生んでいる。なぜかといえば、先にも引用したが、「それは、国有林は林野庁の持ち物であり、国民の利害には関係がないので、行政の内部で通用する訓令で管理方法を定めれば十分であると考え

られているから」⁽³⁰⁾である。ここに、国有林が国民の膨大な税金で支えられていながら、国民もそして国民の代表である国会でさえも国有林の管理に関与できないというきわめて不思議なシステムの根源がある。国有林の保護と管理に「市民参加」の道を開き、「管理責任」から「自己責任」への転換を求める運動は、こうした林野庁の現状と構造的な体質を変革する国民的運動とも結合させていく必要があろう。また、林野庁には国有林事業の直接の責任者はおらず、林野庁長官がこれを兼ねていて、林野事業に直接責任をもっているという構造がある。つまり、昔の国鉄の場合は、運輸大臣がいて、国鉄総裁がいるというように、事業の監督者と事業の責任者とは分離していたが、林野庁場合にはこれが一体化しており、そこに「無責任体制」⁽³¹⁾や「ノーチェックの通達行政」⁽³²⁾が生まれる原因があり、さらには林野庁が有力政治家の圧力をストレートに受けやすいという構造的な体質の根源がある。こうした構造的な体質もまた変革の対象となるべきであろう。

さらにわれわれのこうした運動は、例えば、大規模林道の工事推進母体である「緑資源機構」の歴代理事長が元林野庁長官の天下りであるということに代表される、官僚と半官半民的組織のもたれ合いという日本的な構造的体質全体を変革する運動とも連動させなければ、その実効性をもちえないであろう。

「大規模林道」とは、正式名は「大規模林業圏開発林道」と称し、独立行政法人「緑資源機構」を事業主体として、林業地域に幹線林道を設置することを目的に、直接には1973年に計画されて1979年から開始された事業のことである。この「大規模林道」は、林道とは言いながら名ばかりであって、原則として二車線、幅員7メートルの舗装道路であり、実際には観光バスが自由に往来できる観光道路のようなものである。この事業にも長い歴史的経緯があり、我が国の敗戦後間もない1946年に始まった奥地開発林の大規模開発に端を発し、さらに1965年に1018億円を投じて開始された、全国23路線、幅員4.5メートルのスーパー林道を承けて、これよりはるかに大規模に、全国29路線と3支線、総延長2160キロメートルをめざし、1兆円近くを投じて行われようとしている大事業である。この北海道でも「大規模林道」は、①滝雄～厚和線、②置戸～阿寒線、③平取～襟裳線の3路線がすでに着工されているが、さまざまな諸問題をかかえているために、計画通り進捗していない。現時点では、工事進捗率が①で80%のほか、②で8%，③で25%に過ぎず、北海道と市町村に莫大な財政負担を強いていることからも、この道路建設は公共事業の見直しの対象とならざるをえなくなりつつある。もちろん、こうした「観光道路」は、我が国の林業不振と木材が大部分外国からの輸入に頼っているという状況のもとで、その必要性が決定的に疑問視されているほか、クマタカ、クマゲラ、ナキウサギなどの希少動物の生息地を横断して自然生態系を決定的に破壊するだけでなく、山奥の自然林を伐採して急斜面を掘削するため、法面の崩落など、新たな二次災害の危険を含んだ恐るべき「大規模環境破壊」事業なのである⁽³³⁾。昨年の台風10号は北海道の日高方面で特に大きな被害を出したことはわれわれの記憶に新しいが、わけても平取～襟裳線では「大規模林道」の建設に

による被害の拡大が問題視されている。

われわれにとって問題なのは、こうした大規模な環境破壊を引き起こしている事業の推進主体の理事長が、現在、その前身、前々身を含めて、歴代の林野庁長官の天下りであり、そのほとんどどの理事もまた諸官庁からの天下りであるという事実である。林野庁の歴代トップがこのような事業主体である独立法人に天下りするということは、彼らが現在3兆8千億円といわれる積算赤字をかかえて破綻しつつある林野行政にたいして責任を取ろうとしないばかりか、日本全国にわたってきわめて乱暴な自然破壊の先導役を務めていることをも意味しており、まさしく二重の意味で国民から林野庁と林野行政の信用を大きく失墜させるものである。

われわれが野幌森林公園で自然と森林の生態系の保護をめぐって直面しているさまざまな個別的な諸問題は、最終的には我が国のこうした林野行政の普遍的な諸問題にその根源をもっているのであり、われわれの市民活動は、こうした林野庁と林野行政のあり方全体を変革する国民的運動、そして我が国の森林全体を十分に保全するための国民的な運動と連動して、全国民的に展開されなければならないであろう。

(2004年1月31日 記)

注 (1) 村野紀雄『自然ガイド・野幌森林公園』北海道新聞社、112~113頁に野幌森林公園の沿革がまとめられており、同森林公园の簡便な歴史を知るうえで便利である。

(2) 同上書、121頁以下を参照。

(3) 坂本与市・松山潤・西田秀子ほか著『野幌原始林物語』(叢書『江別に生きる』10) 22頁ほかを参照。

(4) 同上書、27~31頁。

(5) 石城謙吉「野幌の森が危ない」(第2回フォーラム野幌の森「北の遺産・野幌の森」講演記録)を参照。

(6) 坂本与市ほか著『野幌原始林物語』186頁以下。

(7) 池田透「移入動物アライグマの20年」、『モーリー』第5号。

(8) 以下の叙述は、『2000年度年間報告書・夢食』酪農学園大学野生動物生態研究会、267頁以下および「フォーラム野幌の森・経過報告書」を参照させていただいた。

(9) 『2000年度年間報告書・夢食』酪農学園大学野生動物生態研究会、284頁以下を参照のこと。

(10) 同上書、同上頁以下を参照。

(11) 同上書、284頁以下を参照。

(12) フォーラム野幌の森「2001年度経過報告書」を参照。

(13) フォーラム野幌の森「危険木の処理に関する件のお願い」、2001年2月20日。

(14) 石狩森林管理署長「野幌国有林における危険木の処理について」、2001年2月22日。

(15) 同上、同上書。

(16) ストーン「樹木の当事者適格」(『現代思想1990年11月号』)を参照。

(17) 畠山武道・大塚直・北村喜宣『環境法入門』日経文庫、138頁。

(18) 岡島成行『林野庁解体論—そのシナリオと森林再生への道』洋泉社、118頁。

(19) 吉田憲一「樹木診断最前線—悩む危険木評価の取り扱いー」(『北方林業』2003年、Vol.55、No.11) 5頁を参照。

(20) 奥谷浩一「自然保護の思想—生命の共生の哲学を求めて」(札幌学院大学人文学部編『北海道と環境保護』所収)に簡単な概説があるので、参照されたい。

(21) アルド・レオポルド『野生のうたが聞こえる』森林書房を参照。

(22) 高橋延清『林分施業法—その考え方と実践』改訂版、32頁。

- (23) 同上書, 32~33頁。
- (24) 高橋延清『どろ亀さん, 最後のはなし』新思索社, 290頁。
- (25) 「道有林の森づくり一道有林基本計画」(北海道水産林務部森林環境室道有林課)を参照。
- (26) 吉田憲一「樹木診断最前線—悩む危険木評価の取り扱いー」を参照。
- (27) 同上論文, 頁。
- (28) 「道有林の森づくり一道有林基本計画」(北海道水産林務部森林環境室道有林課)を参照。
- (29) 岡島成行『林野庁解体論—そのシナリオと森林再生への道』洋泉社, 68頁から69頁を参照。
- (30) 畠山武道・大塚直・北村喜宣『環境法入門』日経文庫, 138頁を参照。
- (31) 岡島成行『林野庁解体論—そのシナリオと森林再生への道』洋泉社, 72頁を参照。
- (32) 笠原義人編『よみがえれ国有林』リベルタ出版, 123頁。
- (33) 大規模林道問題全国ネットワーク編『大規模林道はいらない』緑風出版を参照。

[追記：本論文は、北海道自然保護協会の会誌『北海道の自然』第42号（2004年3月発行）に投稿した原稿にもとづき、とくに前半部分を新たに書き加えたほか、全体的に加筆修正を行ったもので、分量もおよそ3倍に増えている。本論文を執筆するにあたっては、「フォーラム野幌の森」事務局長の田村稔氏から同団体が発行している経過報告書やニュースなどの資料を提供していただいた。また、酪農学園大学大学院獣医学研究科修士課程の吉野智生氏からは、同大学野生動物生態研究会の『2000年度報告書・夢喰』第19号ほか、いくつかの報告書をお送りいただいた。記して感謝を申し上げたい。]

Citizen Involvement in the Conservation of Nopporo Forest Park

OKUYA, Koichi

Abstract

Park administrators, nature conservation groups and park users have been in conflict regarding the management of Nopporo Forest Park, a Prefectural Natural Park in Hokkaido managed by the Ishikari Forestry Administration. The three conflicts involve (1) the FY2000 plan to install promenades; (2) the removal of dangerous trees, which park administrators have called for three times; and (3) the older problem of the central road that runs through the natural park from Nishinopporo to Momijidai in Sapporo. This paper discusses the first two of these conflicts. Regarding the plan to install promenades, construction has been cancelled or scaled back in response to complaints by students and other citizens that gravel and boardwalk paths are not required for a natural park and that heavy machinery has damaged the vegetation. Regarding the removal of dangerous trees, citizens have launched a campaign criticizing the judgment criteria and removal methods of such trees. Discussions have pointed out that citizen involvement is required for forest management and conservation, and that management by government officials should be changed to that by citizens who understand the need for self-responsibility. This paper aims to record the history of civic movements for Nopporo Forest Park and to examine lessons and directions so that forestry management may be appropriate to "the environmental century."

Keyword: conservation of the forest ecosystem, dangerous trees, responsibility of the administration, citizens who understand the need for self-responsibility, citizen involvement

(おくや こういち 本学人文学部教授 哲学・倫理学専攻)